

こんなお悩みはありませんか？

老人ホームに入居するには
どのくらい**資金**があればいいの？



老人ホーム入居後、空き家となった
不動産はどうすれば…

認知症や病気になる前に
資産を整理したい



「家を売っても**住み続けられる**」
かもしれない…って本当？

認知症になっても親の**資産(お金)**を
介護費用にまわせるの？



ご相談はお気軽に！

1
お問い合わせ

まずはお電話・メールにて！
ご相談の日程を調整させていただきます。
出張相談も承っております。

2
ご相談
(ご来店・ご訪問)

スタッフ(認知症アドバイザー資格者)が
親切丁寧にご対応させていただきます。

3
ご提案など

お困り事について様々な角度からご提案・
アドバイスをさせていただきます。



プロの視点からアドバイス！
ご相談はもちろん**無料**です！！
まずは**お気軽にご連絡**ください。

\\ ケアマネさんからのご相談も多数 //

NCFA介護

検索

介護費用

空き家

認知症

住み替え

老人ホーム

税金

生命保険

贈与・相続

介護費用に関わる**全て**のご相談は

NCFCAまでお気軽にお問合せください！

03-6696-1419

営業時間 10～19時

MAIL info@ncfa.or.jp

HP https://ncfa.or.jp

ADDRESS 〒107-0061
東京都港区北青山1-3-1 アールキューブ青山3階



詳しい内容は
ホームページを
ご覧ください。



お問い合わせは
こちら

NCFA 一般社団法人
介護フィナンシャル協会

介護費用

の

備え

準備できていますか？



親 **子供が備えるべき**
の介護費用

～早めの準備・対策が必要です～

NCFAにお任せください

NCFA
Nursing Care Financial Association
一般社団法人介護フィナンシャル協会

将来の介護費用、準備できていますか？

認知症になると…

親のお金が使えなくなる…

親の不動産が売却できなくなる…

結果、多額の介護費用を子供が負担することになり！

そうなる前に！

STEP 1

まずはこれで安心

任意後見編

本人が判断能力を欠く場合に備え、予め信頼のおける家族などを指定して、契約などの代理行為を行うことを委任する「任意後見契約」を締結しておくことをおすすめします。預金凍結対策としても有効です。



point

預かるものを具体的に明記しておくことで、いざという時の手続きがスムーズに。

通帳	キャッシュカード
有価証券	実印
マイナンバーカード	など

STEP 2

さらにこれで万全

家族信託編

自分の介護や相続のことで、子供に迷惑はかけられない…



こういったニーズから、家族の高齢化に伴う様々なトラブルや相続にも柔軟に対応できる家族信託が広まってきています。

あらかじめ不動産や金銭などの財産を信頼できる家族に託し、いざという時は管理・処分を任せることができます。財産の所有者である親が認知症になってしまった場合でも資産が凍結されることなく、子供が財産の管理・処分や運用を行うことができ、介護費用をまかなう事ができるだけでなく、遺言の機能を持たせることもできるので、相続対策にも有効です。

75歳以上の要介護認定者数



少なくとも70歳頃までに認知症に備えた対策が必要といえます。

家のお悩みも、NCEAにお任せください！

「空き家」になってしまった親の家は…

貸す？



売る？

住む？

NCEAがベストな選択をアドバイスさせていただきます！

空き家にしておくと…



劣化し、耐震性が失われる



固定資産税の負担や税額が上がることも



空き巣など、犯罪の標的に

そうなる前に！

NCEAがご提案する空き家対策

おすすめ

リースバック

ご好評頂いています！

ご自宅を売却し現金を受け取った後も、賃貸としてそのままお住みいただけます。ご両親のうちお一人が老人ホームに入る場合、入居金などの資金を売却でつくり、もうお一人は長年住み慣れた家に住み続けることができ一石二鳥です。

引越し

施設への入居

所有不動産の活用・売却

家財道具の撤去

まで

あなたのお悩み全てNCEAにお任せください！

くらしの相談窓口

誰に聞けば良いのか分からない？

？

こんな事今更聞けない？

介護

税金

独居

空家

実家

相続

生命保険

遺品整理

遺言

墓地

そんなお悩みも

NCEAが解決します！



沢山の専門家の力を借り、一か所に相談するだけで全てのお悩みを解決できる場所を作りたいと考え、地域密着型の暮らしの相談窓口を開設しました。



各分野のプロフェッショナルがご相談対応いたします。

各種法務のプロと連携し、一件一件誠意をもって柔軟にご対応します。



その他、お気軽にご相談ください。